

地域医療構想調整会議の議事概要 報告書

呉地域保健対策協議会

会議の実施日時	令和8年8月6日(木) 13:00~14:15 令和8年度第1回調整会議
報告事項1 新たな地域医療構想の策定について	
○ 事務局から、資料1-1、1-2により説明。 《質問・意見等》 ○ 10月までに各医療機関が医療機関機能報告をしないといけないとあるが、急性期拠点機能を有する医療機関も10月までに報告しないといけないのか。それに関連するデータや区域設定などを踏まえて事前に協議して急性期拠点機能を有する医療機関を決定するのは厳しいのではないかと。 (事務局) 今年度の初回の医療機関機能報告においては、各医療機関が「現時点で担っている医療機関機能及び2040年に担うべき医療機関機能を報告するもの」とされており、初回報告においては、「各医療機関が自ら検討を行った上で報告を行うべきこと」とされていることから、圏域内における急性期拠点病院を決定する前においても、自院が急性期拠点病院であり、2040年においてもその機能を担う旨の報告を行うことは可能である。 ただし、圏域内での議論により、急性期拠点病院を決定した後においては、当該病院以外は急性期拠点病院として報告を行うことはできない。(地域医療構想策定ガイドライン14P、24P参照)	
報告事項2 かかりつけ医機能報告制度について	
○ 事務局から、資料2により説明。 《質問・意見等》 ○ 今年度はかかりつけ医報告制度から得られる圏域のデータは提供されないという理解でよいのか。 (事務局) 提供を行う予定であるが、具体的な協議テーマが分からないと難しいという意見があるので、何件か具体的なテーマを示す形で提供していきたいと考えている。	
報告事項3 次期外来医療計画(第8次後期)の策定について	
○ 事務局から、資料3により説明。 《質問・意見等》 なし	
報告事項4 外来医療計画に基づく届出について(医療機器の共同利用)	
○ 事務局から、資料4-1、4-2(大矢整形外科病院、呉市医師会病院)により説明。 《質問・意見等》 なし	
報告事項5 令和7年度広島県地域医療介護総合確保基金の執行状況について	
○ 事務局から、資料5により説明。 《質問・意見等》 なし	

報告事項 6 令和 7 年度病床機能報告の状況（確定値）について
○ 事務局から、資料 6 により説明。 《質問・意見等》 なし
報告事項 7 各圏域の病床の状況について
○ 事務局から、資料 7 により説明。 《質問・意見等》 ○ 令和 7 年度及び令和 6 年度の補正予算に基づき病床数を削減したときの基準病床数の取り扱いは具体的にどうなるのか。 （事務局） 補助金の算定の対象となった削減病床のみが基準病床数から削減される。
報告事項 8 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）病床数適正化緊急支援事業について
○ 事務局から、資料 8 により説明。 《質問・意見等》 ○ 呉圏域で、この令和 7 年度補正予算に基づき病床数を削減した具体的な数はわかるのか。 （事務局） 現在、この事業の申請手続き中であるが、6 病院 2 診療所が申請をしており、削減病床数は 184 床となっている。
協議事項 1 公的医療機関等 2025 プランの変更について
○ 事務局から、資料 9 により、公的医療機関等 2025 プランの見直しについて及び第 1 回病床部会での発言概要を説明 《質問・意見等》 なし 《協議結果》 ○ プラン変更は地域医療構想の実現に資すると確認された。
その他
○ 事務局から病床数適正化緊急支援事業に係る公立医療機関等 2025 プランの変更について、今回諮ることが出来なかった医療機関について、手続きの期限までに病床部会、調整会議を参集形式で開催ができる時間的余裕がないため、両会議を合同で書面により審議を行う旨の説明 《質問・意見等》 ○ 書面審議は今回に限っての手続きであるのか。それとも今後も継続していくものなのか （事務局） 基本的にスケジュールが厳しい場合に書面審議をさせていただきたいと思う。 《結果》 2025 プランの変更について病床部会と調整会議を合同で書面による審議することの了解を得た。

【県地域医療構想アドバイザー】

県と意見交換をしていく中で、圏域見直しについては地対協で行うという形となっているが、市町の考え方やかかりつけ医の話も含め、医療介護提供体制の現状を行政が理解する必要があると思う。

また、急性期拠点病院が 20～30 万人の人口ごとに 1 つと示されたが、呉圏域は医療資源が豊富であるため、どう調整していくか難しいのではないかと考えている。

かかりつけ医は、市町を含めて対応していくが、G-mis で登録医療機関の状況を把握できるため、市町が医療資源の不足に対して不安を持つのではないかと心配している。

病床数適正化緊急支援事業は、これまであった要件が緩和され、医療機関が病床を削減すれば補助金が支給される仕組みになり、稼働病床については地域医療構想調整会議での確認が必要となった。ただ民間病院では申請期間が短く申請をためらうところも多かったと思われる。例えば有床診療所では制度を十分に理解されておらず申請しなかったところもあったのではないかなと思う。今後の制度活用と国の対応を見守っていききたい。